

憲法に関する主な論点（論点表）

第四章 国会

主な論点とその関係条文

区分	関係する条文	改憲の必要性等 論点		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
1	41条	国会の地位・立法権		・法案を提出できる者を国会議員に限定すべき。	・議員立法の賛成者数の要件を緩和すべき。	C1 法案の提出を国会議員に限定する必要はない。 C2 議員立法について、各会派の機関決定を発議の必要条件としないこととすべき。
	42条 48条 54条 59条 60条 61条 67条	一院制等	二院制の是非	・一院制を採用すべき。		・二院制を維持すべき。
			両院の役割分担等	・両院の性格の違いを憲法上明らかにすべき。例えば、衆議院の再議決要件の緩和。予算に係る歳入法案は、予算と一体として衆議院の優越を認める。会計検査院の国会（参議院？）への附置。	B1 両院の審議のあり方に係る役割分担を定める立法措置を講ずるべき。 B2 両院協議会のあり方の改善のための立法措置を講ずるべき。	・運用の改善を図るべき。 衆議院は予算審査、参議院は決算審査を中心にするなどして審査を行うべき。 内閣総理大臣等の問責決議等について自主的抑制の慣行を確立すべき。 両院協議会のあり方を改善すべき。
43条 44条 47条		国会議員の選出方法	A1 人口比例に基づく平等原則を憲法に具体的に明記すべき。 A2 選挙制度について、人口以外の要素を憲法上明確に認めるべき。 A3 参議院について、地域代表制、推薦制、職能代表制の導入や、半数改選の廃止を検討すべき。	・両院の選挙制度に違いを持たせ、異なる代表機能を発揮させるべき。		
2	52条 53条	議事手続等	通年国会の採用	・採用すべき（立法期とすべき）。	・現行憲法の枠内における立法措置。（会期不継続の原則の廃止など）	・現行制度を維持し、運用の改善を図るべき。
	55条 58条		資格争訟・議事手続・議院の自律権	・56条1項について、議事の定足数の規定は削除し、議決のみの定足数とすべき。		
	62条		議院の国政調査権	・議院の国政調査権は議員の権能とすべき。	・少数会派による国政調査権の発動を可能にし、行政監視機能を充実すべき。	
	63条		閣僚の議院出席の権利と義務	・国務大臣の国会への出席義務を緩和すべき。		C1 国務大臣の出席義務の緩和は問題である。 C2 運用の改善を図るべき。
			政党	・議会制民主主義において政党の果たす役割に鑑み、政党を憲法に位置付けて政治活動の自由と党の規律について定めるべき。	・政党法等の法律に委ねるべき。	・明記する必要はない。
上記以外の条文に係る論点						
	条文	条文の内容		主な論点		
	49条 51条	議員の特権（歳費・不逮捕特権・免責特権）		歳費の減額等の在り方等		
	64条	弾劾裁判所		弾劾裁判所や訴追委員会の在り方等		